

令和4年第4回市議会定例会

追加提出予定議案概要等

令和4年9月8日

8月4日の大雨による災害に係る追加の対策と予算措置について

	8/4・8/9専決,9月①②	9月追加(災害関連)	合計	(うち災害関連)	累計
一般会計	29億6,543万円	3億9,705万円	33億6,248万円	(26億8,535万円)	515億7,743万円
全会計	32億 25万円	3億9,575万円	35億9,600万円	(28億4,855万円)	1,087億5,995万円

1 被災者の生活再建支援・町内会への復旧活動支援

- ④ ▼被災者生活再建支援金 4,000万円
- ▼被災高齢者等のフレイル予防支援
(心身の機能低下) 100万円
- ④ ▼町内会への復旧支援 2,500万円

2 事業者・農業者の再建支援

- ④ ▼事業者の再建支援 1,000万円
- ④ ▼災害復旧農業者支援 1億6,000万円

3 公共施設等の災害復旧

- ▼道路・河川災害復旧, 土砂の搬出 1億4,000万円
- ▼急傾斜地の災害復旧 900万円

4 その他

- ▼災害対応に充てるため議会活動費の一部を減額 ▲700万円

8月4日の大雨による災害に係る追加の対策と予算措置について

5 税・保険料の減免 [3,310万円]

減免額合計
4,760万円

	(減免額)
⑤ { 個人市民税	1,500万円
⑤ { 固定資産税・都市計画税	500万円
⑤ { 国民健康保険税・介護保険料	830万円
⑤ { 後期高齢者医療保険料	480万円

6 利用料の減免 [1,450万円]

	(減免額)
⑥ { 上下水道料金	630万円
⑥ { 保育料	200万円
⑥ { 放課後児童クラブ利用料	100万円
⑥ { 市立高校授業料	—
⑥ { 障がいサービス利用料	170万円
⑥ { 介護サービス利用料	350万円

国の被災者生活再建支援制度（8月26日法適用）に、市独自の支援策を加え、災害により生活基盤に被害を受けた世帯の生活の立て直しを支援します。

区分	基礎支援金 [住宅の被害程度]	加算支援金 [住宅の再建方法]		計
		建設・購入		
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊世帯	25万円	建設・購入	100万円	125万円
		補修	50万円	75万円
		賃借	25万円	50万円
半壊世帯	20万円			20万円
準半壊世帯	15万円			15万円
一部損壊世帯 (床上浸水)	10万円			10万円

市独自支援

申請受付

対象世帯に制度内容をご案内の上、市窓口または郵送受付

申請期間

国制度分

被災者生活再建支援法人
(公益財団法人都道府県センター)

- ・基礎支援金
令和5年9月5日まで
- ・加算支援金
令和7年9月5日まで

市独自支援分

令和5年3月31日まで

※単身世帯は上記の4分の3の額（市独自支援分を除く）

予算

被災町内会における緊急地域活動費補助

予算額：2,500万円

集会所の機能回復に要する費用への補助に加え、

町内会の緊急の災害復旧活動を対象とした 支援制度を創設

※ 8月4日以降の活動を
対象にさかのぼり適用

8月の大雨による災害復旧に向け、
各町内会は、緊急の対応を実施

地域主体の復旧を支援



対象となる経費

- ① 重機・トラック等の借上料
- ② 活動従事者に提供する物品、食料等の費用
- ③ 災害復旧に必要な備品、消耗品等の購入費
- ④ その他、原状回復に要した経費

補助率

10/10（30万円上限※）

※ 床上浸水以上の家屋被害が30%以上の
町内会においては、上限額100万円

地域各々のニーズや思いに沿った
復旧活動を円滑化・迅速化

被災された事業者の災害復旧費を支援し、事業活動の早期再開を後押し

災害復旧農業者支援費

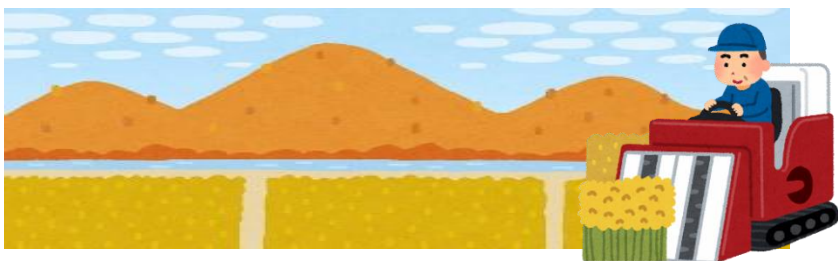
予算額：1億6,000万円

壊れた農業機械・設備の修理又は更新に係る費用を支援

対象者 被害を受けた農業者及び団体

対象設備 機械：コンバイン、トラクター等
設備：乾燥機、もみすり機等

負担割合 県1/2 小松市1/6 事業者1/3



被災事業者再建支援補助金

予算額：1,000万円

県の被災事業者再建支援の交付を受けた事業者の災害復旧を支援

対象者 市内に事業所を有し、県の被災事業者再建支援の交付を受けた事業者

< 参考：石川県の被災事業者支援制度 >

- 補助率：中小企業1/2・小規模事業者2/3
- 上限額：200万円

補助率 事業者負担額の1/3

上限額 1事業者あたり
20万円



被災者の**安定的な日常生活・生活機能の維持**のため、
税・公共サービス利用料金等の負担軽減を図ります

税・保険料・利用料金等の減免

被害程度・前年所得・罹災証明の必要の有無など
対象となる世帯や対象者、申請方法が異なります。
詳細は電話又は市役所ホームページ等でご確認ください。

個人市民税・国民健康保険税・介護保険料

床上浸水以上の被害を受けた世帯の方

▶ 被害程度・前年所得に応じ**全額～12.5%**減免

固定資産税・都市計画税

家屋の床上浸水以上の被害の世帯

▶ 被害程度に応じ**全額～40%**減免

後期高齢者医療保険料

床上浸水以上の被害を受けた世帯の方

▶ 広域連合が**全額～12.5%**減免



使用料・サービス料の減免



- 保育料… **1年間の免除**
- 放課後児童クラブ利用料… **1年間の免除**
- 小松市立高校の授業料… **1年間の免除**
※被害程度・前年所得等の条件を満たす場合
- 介護サービス利用者負担
(所得に応じて通常1割～3割負担が)
被害程度・前年所得に応じ**免除～6%負担**
- 障がい福祉サービス利用料… **免除(R5年3月まで)**

教育福祉サービスを安心して利用

上下水道料の減免

- 床上浸水以上の被害・断水地区の世帯・事業所
…1ヶ月分の上下水道料の**免除** (8月または9月の検針分)
※事業所の免除限度額 10万円 (水道・下水 各5万円)
- 床下浸水の被害の世帯・事業所
…8月または9月の検針分のうち前年同月比で
増加した水量分の減免 (水道1/2・下水 全量)
※減免限度額 5万円 (水道・下水 各2.5万円)

生活の安定・復旧作業